

新庄市公告第7号

認可地縁団体が所有する不動産の移転登記について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転に係る公告申請がありましたので、同条第2項の規定により次とおり公告します。

令和8年1月28日

新庄市長 山科 朝則

1 公告期間 令和8年1月28日から令和8年4月28日まで

2 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称 金沢新町内会

区域

区域名称	地番
上金沢町	13番地14号地から18号地まで
	14番地全域
	15番地全域
金沢元屋敷	2005番地から2011番地まで
	2015番地から2021番地まで
	2024番地
	2050番地
	2126番地
	2128番地
	2137番地から2289番地まで
	2570番地
	2820番地から2875番地まで
大字鳥越玉の木	3100番地から3101番地まで
大字鳥越	1899番地から1985番地まで
	481番地から494番地まで
	986番地から1005番地まで
	1639番地

主たる事務所 新庄市金沢2144番地の6

3 申請不動産並びに表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
土地

地 目	面 積	所 在 地
雑種地	786 m ²	新庄市金沢元屋敷3106番1

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 柿崎 茂 (持分5分の1)

住 所 新庄市上金沢町15番17号

氏名又は名称 渡辺 龜見雄 (持分5分の1)

住 所 新庄市金沢2263番地の6

氏名又は名称 相沢 昭二 (持分5分の1)

住 所 新庄市金沢2268番地

氏名又は名称 高山 喜一 (持分5分の1)

住 所 新庄市大字鳥越1900番地

氏名又は名称 高橋 伸吉 (持分5分の1)

住 所 新庄市金沢3089番地

土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地(公民館敷地)	122.25 m ²	新庄市金沢元屋敷3106番16

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 柿崎 茂 (持分5分の1)

住 所 新庄市上金沢町15番17号

氏名又は名称 渡辺 龜見雄 (持分5分の1)

住 所 新庄市金沢2263番地の6

氏名又は名称 相沢 昭二 (持分5分の1)

住 所 新庄市金沢2268番地

氏名又は名称 高山 喜一 (持分5分の1)

住 所 新庄市大字鳥越1900番地

氏名又は名称 高橋 伸吉（持分5分の1）

住 所 新庄市金沢3089番地

土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地（公民館敷地）	22.06m ²	新庄市金沢元屋敷2278番46

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 伊藤 庄一（持分2分の1）

住 所 新庄市金沢2153番地の4

氏名又は名称 福井 太（持分2分の1）

住 所 新庄市金沢3100番地

土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地（公民館敷地）	2.68m ²	新庄市金沢元屋敷2278番48

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 伊藤 庄一（持分2分の1）

住 所 新庄市金沢2153番地の4

氏名又は名称 福井 太（持分2分の1）

住 所 新庄市金沢3100番地

土地

地 目	面 積	所 在 地
境内地	6.3m ²	新庄市金沢元屋敷2271番2

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 柿崎 茂（持分5分の1）

住 所 新庄市上金沢町15番17号

氏名又は名称 渡辺 亀見雄（持分5分の1）

住 所 新庄市金沢2263番地の6

氏名又は名称 相沢 昭二（持分5分の1）

住 所 新庄市金沢2268番地

氏名又は名称 高山 喜一（持分5分の1）
住 所 新庄市大字鳥越1900番地

氏名又は名称 高橋 伸吉（持分5分の1）
住 所 新庄市金沢3089番地

土地

地 目	面 積	所 在 地
雑種地（史跡柳の清水）	43m ²	新庄市金沢元屋敷2820番20

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 柿崎 茂（持分6分の1）
住 所 新庄市上金沢町15番17号

氏名又は名称 渡辺 亀見雄（持分6分の1）
住 所 新庄市金沢2263番地の6

氏名又は名称 相沢 昭二（持分6分の1）
住 所 新庄市金沢2268番地

氏名又は名称 高山 喜一（持分6分の1）
住 所 新庄市大字鳥越1900番地

氏名又は名称 高橋 伸吉（持分6分の1）
住 所 新庄市金沢3089番地

氏名又は名称 福井 太（持分6分の1）
住 所 新庄市金沢3100番地

4 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

5 異議を述べることができる期間

令和8年1月28日から令和8年4月28日まで

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類を新庄市長に提出すること。

7 異議申出書等提出先

新庄市総合政策課 広報・地域づくり係